

## 令和8年度介護保険料に関する大切なお知らせ

介護保険制度は、国・県・市が負担する公費（税金）と、皆さんに納めていただく介護保険料を財源として運営しています。65歳以上の方（第1号被保険者）の令和8年度介護保険料は6月に決定し、『介護保険料決定通知書』を被保険者の皆さんにお送りします。（6月中旬発送予定）

このたび、介護保険制度の改正に伴い、一部の方の令和8年度の介護保険料の算定方法が以下のとおり変更になります。なお、給与収入がない方（年金収入のみの方など）は変更ありません。

### 令和7年度税制改正に伴う介護保険料の特例措置について

令和7年度税制改正により、給与所得控除の見直しがあり最低保障額が55万円から65万円に10万円引き上げられ、所得税や市県民税の負担軽減が図られました。しかし、介護保険料は市県民税の課税状況や前年の合計所得金額などをもとに算定していることから、この税制改正によって給与所得者の合計所得金額が下がる方や市県民税が非課税の方が増えることになると、介護保険料収入が減少し、令和8年度の介護保険事業運営に影響を及ぼすことになります。よって、介護保険事業を安定的に運営するため、令和8年度の介護保険料の算定に限って税制改正前の算定方法によって計算する「特例措置」が設けられました。

#### 〈特例措置〉

##### ●対象となる方：第1号被保険者本人および同じ世帯の方で、以下の条件をどちらも満たす方

- ・令和8年1月1日および令和8年4月1日に益田市に住居登録がある方
- ・令和7年中（令和7年1月から12月）の給与収入が55万1,000円以上190万円未満の方。

##### ●内容

##### (1) 合計所得金額の算定

市県民税で計算された合計所得金額ではなく、税制改正前の給与所得控除額で計算した給与所得により、合計所得金額を算定します。→合計所得金額が上がります。

##### (2) 市県民税課税・非課税の判定

(1)で計算された合計所得金額を用いて、課税・非課税を判定します。

→市県民税は「非課税」でも、介護保険料では「課税」となる場合があります。

##### ●特例減免について：上記の特例措置を行なった方のうち、令和7年度・令和8年度の市県民税がいずれも非課税の方については、特例の減免が適用されます。この減免は介護保険料算定時に自動で行いますので、個別の減免申請は必要ありません。介護保険料は減免後の金額で通知します。

例：本人、配偶者の2人暮らし（年金収入164万円／給与収入103万円／扶養親族1人）

##### (1) 合計所得金額の算定（給与所得のみ計算方法が変わります）

年金収入 - 年金所得控除 = 年金所得 164万円 - 110万円 = 54万円	+	市県民税 給与収入 - 給与所得控除 - 所得金額調整控除額 = 給与所得 103万円 - 65万円 - 10万円 = 28万円	=	合計所得金額 82万円
		介護保険料 給与収入 - 給与所得控除 - 所得金額調整控除額 = 給与所得 103万円 - 55万円 - 10万円 = 38万円	=	合計所得金額 92万円

##### (2) 課税・非課税の判定

均等割非課税の範囲 28万円 × (扶養親族1人 + 本人) + 10万円 + 加算16万8千円 = 82万円 8千円	>	市県民税 合計所得金額 82万円	→	令和8年度 市県民税は非課税
	<	介護保険料 合計所得金額 92万円	→	令和8年度 介護保険料は課税

##### (3) 介護保険料

令和7年度 / 87,800円（第6段階）      令和8年度 / 87,800円（第6段階）

※同じ前提の場合、令和7年度の市県民税は課税（計算方法は上記介護保険料と同じ）となるため、税制改正後も介護保険料が変わらないよう特例が適用されます。

【問い合わせ先】 市高齢者福祉課 介護給付係 ☎ 31-0682 ☎ 24-0181